

# 明治初年の土地所有権の法的性格について

宮 川

澄

はしがき——問題の提起——

一 徳川期における土地に対する支配関係（以上本号、以下次号）

はしがき——問題の提起

明治初年の土地所有権は、どういう法的意味をもつたものとして評価したらよいのだろうか。これはなかなか困難な法的課題をなしている。これまで明治初年の土地に対する所有権は、私的所有権として一般的に理解されているという。だが、ここで私的所有権という法的意味はどういうものだろうか。私的所有権Ⅱ近代的所有権という法的意味において理解されているかという点、かならずしも一致していない。そこで、この法的課題を明確にするための手がかりとして、明治初年の地券制度が有力な素材を提供するものと考えられる。それは明治初年の地券制度が、現実において法的意味をもっていたかという点の解明と結びついて、そのなかで確認せられた土地所有権の法的性格の把握という方向において明らかにできれば、明治初年の土地所有権の法的意味を正確に把握できるのではないかと、問題設定を可能にすると考ええるからである。

明治初年の土地所有権の法的性格について

これまで明治初年における地券制度の研究は、それ自体多様な意味をもってなされてきた。しかし、明治維新以後の土地立法によって確認された土地に対する所有権の法的性格を説明するという視点でなされてはいなかったといえる。これまでの地券制度の研究は、主としてつぎのような視点でなされてきたと指摘できる。すなわち、第一は明治初年の地租改正の意味を明確にするために、地券制度を研究するという視点であった。たとえば、山田盛太郎氏は『日本資本主義分析』（岩波書店 一九三四年二月）のなかで、『明治政府の地租改正基調による土地所有（一） 剰余労働（徴収）の性質規定』を問題にされて、つぎのように述べられている。すなわち、

『地租改正（明治六年）は、軍事的半農奴制的型創出上の基本的な一過程として、その基底について、土地所有諸関係における一応の再編成を構成する。即ち、旧幕藩を基調とする純粹封建的土地所有組織⇨零細耕作農奴経済から軍事的半農奴制的保墾をもつ半封建的土地所有制⇨半農奴制的農耕への編成替へを』（同上 一八四ページ）

とされ、さらにこの点について分析され、強力（経済外的強制）とその相関に依拠する二層の従属規定によって具現された土地所有の性格から、この土地所有権の法的性格をつぎのように抽出される。すなわち、

『かくして確得されえた二層の従属規定をもつところのこの土地所有はブルジョア的土地所有ではなく、半封建的寄生地主的特質の半封建的土地所有である』（同上 一九三ページ）

とされる。こうして山田盛太郎氏は、明治初年の土地所有の経済的範疇を、このように規定されるのである。また平野義太郎氏は『日本資本主義社会の機構』（岩波書店 一九三四年四月・改版一九四八年一〇月）のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『明治維新における土地の自由な所有の確認は、まさに、このような土地所有（農業の小規模経営にとつての最も順当な土地所有形態——筆者）を法認することにより、かかる小規模農業生産様式に不完全ながら発達の道をひらき、直接生産者に対し

て、自己労働の生産物を所有させる重要条件を附与し、したがって、徳川時代に隷属関係の下に置かれた平百姓をして、わずかりとも人格的独立の発達の基礎をあたえ、又、農業それ自身の発達に対しても必要経過をつくりあたえたかのごとくであった。しかしながら、封建的土地領有の解体から生じたかかる零細農土地所有形態も、すでに述べた明治変革の特質、ならびに資本の畸形的本源的蓄積の事情の下に依然として存続せしめられた、アジア的におかれた封建的小規模農業生産様式の下に支配せられるかぎりでは、なおまたこれから決定される特質を荷わねばならなかった。で、結局、零細農に課せられた種々の困難な条件は、維新により土地を受けとった農民の生活状態を改善するところとはならず、かへってかれらを借金隷農に陥れた』（同上四九―五〇ページ）

とされている。ここでは明治維新によって確認された土地所有について、それが現実の農業生産にとって、どのような経済的意味をもっているかという経済的範疇としての土地所有について、論述されているわけである。そしてこの土地所有に対する経済的範疇把握の前提に立って、平野義太郎氏は『日本資本主義社会と法律』（理論社 一九五五年一〇月）のなかで、つぎのように主張されている。すなわち

『このような土地「改正」による、土地所有の私有財産権的法形態の確立は、したがって単に、半封建的地主の所有権形態附与であって、この形態の附与は土地所有の内容たるこの国の半封建的隷役様式の止揚も、毫も、示したものではない。むしろ、この商品的形態の追加は、資本による収奪を強めると共に、また生産過程における半封建的関係をも確保したものであって、半隷農的農民に加えるこの二重の重力』（同上二二六―二二七ページ）

であったとされている。こうして平野義太郎氏は当時における日本の農業生産が『資本の畸形的本源的蓄積』という事情と、その政治的要求の現実によって、私的土地所有権は近代的土地所有権Ⅱ資本主義的土地所有権としての法的確認がなされていなかったことを指摘されている。こうして山田盛太郎氏や平野義太郎氏は、明治維新以後の土地立法によって、土地に対する私的所有権が確認されたという法史的事実に対して、この土地に対する私的所有権が、近

代的土地所有権の法的・外見性にもかかわらず、その内容の分析によって近代的土地所有権 $\parallel$ 資本主義的土地所有権としての法的性格を、みにまとったものとはなされないと主張されるのである。

第二の視点は、地租改正そのものの研究のためではなく、地租改正によって樹立されることになった租税制度が、近代的租税制度としての意味をもつかどうかという点についての究明をなしていくために、この地券制度によって確立された土地に対する私的所有権が、近代的土地所有権であったかどうかを討究していくことである。たとえば平野義太郎氏は『日本資本主義社会の機構』（岩波書店 一九三四年四月）のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『新地租が、資本の本源的蓄積の強力な槓杆としての近代的租税形態に転化せる、かかる近代的租税形態こそ、旧貢租の性質上に、搾取を「追化的に加重化」する要因だったのであって、かかる形態変化そのことだけによっては、地租の本質たる封建的貢租の性質を蒸昇し』（同上二八〇ページ）

たことにはならないとされている。もっとも平野義太郎氏は『日本資本主義社会の機構』（岩波書店 一九三四年四月）のなかで、地租改正によって樹立された租税制度が、近代的租税制度であるか、あるいはこれまでの封建的貢租制度の継承であるかということが問題ではなく、『地租がもつ貢租としての本質的継承がいかに政治的支配形態・その機構を特徴づけたか』（同上二七九ページ）が問題とされるべきであるとされている。

第三の研究の視点は、永小作権の法的性格を明確にするために、分割所有権における上級所有権と下級所有権との関係から、上級所有権が私的所有権に転化したことを、明確にするという視点からの研究であると指摘しうる。末弘厳太郎博士は『物権法』（上巻・有斐閣 一九二二年一〇月）のなかで、永小作権の法的性格について、つぎのように

述べられている。すなわち、

『現存ノ永小作権ハ大体ニ於テ寧ロ旧時代ノ遺物ナリト考フヘキモノト思フ、其起因ヲ——主トシテ帝國農會編本邦小作慣行ニ依リテ調ヘテ見ルト大多数ハ開墾乃至土地改良ニ起因シテ居ル即チ今日地主ニ相当スル人が荒蕪地ヲ払下テ開墾ノ許可ヲ受ケ、之ニ農民ヲ招地シテ開墾サセタル上、其ノ対価トシテ永小作ヲスル權利ヲ認メタ例カ極メテ多イ、其開墾ニ付テ小作人が多大ノ犠牲ヲ払ツタト云フコトカ、其權利ノ永代小作タル根拠デ今日ノ如ク単ナル他物權トシテ扱フコトハ多ク場合極メテ不当デアル、又地主ハ金融ノ必要上、或ハ土地所有權ヲ他人ニ売ツテ、永小作スル權利ダケヲ自分ニ留保シ、又或ハ永小作スル權利ダケヲ他人ニ売ツテ自分ヲ加治子米取得權者トナルヤウナコトヲシタ——之ガ永小作権ノ起源デ、寺領地ニ耕作スルタメ永小作スヘキ權利ヲ附与シタ例モ少クナイ、要スルニ現存ノ永小作ノ大多数ハ維新以前ニ端ヲ発シ且本来ハ分割所有權ニ於ケル下級所有權ノ性質ヲ有シタモノノヤウニ思ハレル、然ルニ維新後ニ之ヲ單ナル用益物權トシテ取扱フニ至ツタコトハ極メテ大ナル過失デアル』

とされている。ここで末弘巖太郎博士は現行法上土地所有權と永小作権との區別は、觀念上極めて明白なものとしてされている。しかし実際上は維新前から伝來して居る種々の權利で、現在——土地台帳・不動産登記簿等に於ける名義には關係なく、實質上——それが果して土地所有權なりや、永小作権なりや不明のものが少なくと指摘されている。また井上和夫氏は『藩法幕府法と維新法』（巖南堂書店 一九四〇年七月）のなかで、維新前の各地の土地制度について、つぎのように述べられている。すなわち、

『維新前各地で行なわれた土地制度と現今の土地制度との間には根本的に差異のある場合が稀でない。例へば土佐に於ける、本田の加治子米權利者は——外見上今日の所有者に似て居るけれども実は——土地の負担權利者に過ぎない。加治子米を納めて居る耕作權者が眞の所有者である、また同じく土佐に於ける新田の加治子米權利者は分割所有權に於ける上級所有者に過ぎずして、此等の加治子米權利者を地主として地券を与えた。無論實際にも彼れに完全な所有權があるものとした訳ではなく、単に一部の所有權があるに過ぎざるものとなしたのである』（同上下巻 二八四ページ）

とされている。しかし明治維新以後、とくに地租改正の問題と結びついて、これまでの加治子米権利者である地主を、眞の所有者となしたわけである。そして明治民法においては、これまで土地に対する眞の所有者であったか、またわすくなくとも下級所有権者であった永小作権の存続期間を僅かに五十年に限定し、地主の権利を完全に所有権として保護することにしたのは周知の通りである。井上和夫氏は『藩法幕府法と維新法』（巖南堂書店 一九四〇年七月）のなかで、地券制度の問題にふれて、つぎのように指摘されている。すなわち、

『尤も地券渡方規則及び地租改正条例の施行以後、或は地主と小作人の妥協に依つて土地を或る部分に分割した例もあり、或は地主が代金を払つて永小作権を買ひつづした例もあり、又或は永小作人が地主の権利を買ひつづして仕舞つた例もある。而して其れ等は無論其儘で差支いなくても、然らずして役人の誤解に因り又は維新以来の法律思想の変遷に因つて法律上自然に分割所有者——又は単なる土地負担権利者——から完全な所有者に成り上つた者、及び分割所有者——又は眞の所有者——から単なる他物権者に引き下げられて仕舞つた者は、今日公簿上の名義如何に関係なく、総て本来の地位に引き下げられ、又は引き上げられる正当の義務と権利があると謂わねばならぬとされ、土佐旧藩主山内家が民法施行後と雖も、永小作地の収用に依つて受くべき補償金額の七分を永小作人に与えて居るのは、元來地主の権利と永小作人の権利と分割所有権的關係に立つて居たという沿革的見地から極めて至当な処分であつた』（同上下巻 二八五ページ）

とされている。そして、さらに、

『「上土」権は如何なる本質を有するかということは、現代法の觀念を以てしては説明し難い点も多々あるが、未弘巖太郎博士は其著「物権法」に於て、例へば他人に属する湿地其の他の荒蕪地に地上げをなし開墾して畑地となしたような場合に、之を上土権と名付け、地盤の所有権は地主にあるも、地表の所有権は小作にあり、古來自由に其上土のみを売買し、地主も之を承認し來たる事実があつた。茲に所謂「上土」は地上に置かれた土壤其のものを指すか又は開墾に基く小作人の物権的権利を表わすために思想的象徴に過ぎないかは、無論大いに疑問であるけれども、他人の土地の上に土壤を有することが何等不合理なしに考へられて居たことだけは之を推知できる』（同上下巻 二八七ページ）

とされた。明治民法においては土地に対する支配権を上下に分割することは認めていない。末弘巖太郎博士は『物権法』（有斐閣 一九二二年一〇月）のなかで、ローマ法的な所有権理論——一物一権主義——にもとずいて、この『上土』が土地に附合し、土地に対する所有権としての権利を喪失することになるとされる。そのため、やむなく永小作権または地上権としてこれを保護したとされる。だから永小作権を単なる土地使用権としてのみ観念し、その特殊な起源や性格を無視することは、立法論としても、解釈論としても適当であるとはいえないとされている。これに対して井上和夫氏は土佐藩での慣行を資料にもとづいて検討された結果を『藩法幕府法と維新法』（巖南堂書店 一九四〇年七月）のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『土藩に関する限り、自分は「上土」権は表皮たる土壌の所有権でもなければ昔の土地に上土と下土との分有乃至分割的所有権が認められて居たものでもないと思う。寧ろ自分は上土は所有権ではなくして、制限的な利益物権に近きものと考へたい。尤も其権利の内容は現行法に認めらるゝ他物権の如きものとは考へない。して看ると余程難解となつて来るが、土地の所有権も現代法の観念とは非常に異つて居るので、要は法律思想を異にする結果に外ならぬ』（同上下巻 二八八ページ）

これまで概説した視点からの、いづれの研究にあつても、明治維新以後の土地に対する私的所有権に対して、一定の法的性格を附与せざるをえないという共通の課題を提起している。だが、この場合、明治維新以後の土地所有権の法的性格の附与は、こうした研究上の要求にもとづいて、法制的な法形式からなされるに過ぎなかつた。法学上の課題は明治初年の地券交付によって確認された土地所有権が、どういふ法的性格を實際にもつていたかを検討することである。なぜならば、これまで概説した研究のいづれにあつても、単に法制的な法形式上の分析から、土地所有権に一定の法的性格を附与するだけでは、問題の解決とはなりえないからである。これまでの引用によつて明らかになうに、明治初年の土地に対する私的所有権の法的性格に対する研究は、少なくとも法学上の課題としては取扱われてい

ない。まして近代的所有権の研究という視角からの根本的研究という視角にたつて、なされていたとはいいがたい。平野義太郎氏は榊田民蔵氏が「近代的土地所有」の「近代的」を資本制ブルジョア的土地所有と區別し、『近代的』は平均利潤の支配下にある土地の所有の意に非ず、単に土地商品化の意』（榊田民蔵全集第三卷 三三三ページ）となす見解を批判し、『マルクスにあつては「土地所有の近代的形態」はブルジョア的土地所有であり、土地所有の資本主義的形態であつて、榊田氏の近代的土地所有と資本主義的土地所有を區別するのは誤りである』（農業問題と土地変革 一一―一二ページ）とされている。ここで平野義太郎氏は経済的範疇としての近代的土地所有を問題にする場合には、それは資本主義的土地所有でなければならぬと、K・マルクスの『資本論』に立つて指摘されているわけである。そこで問題のいたずらな混乱をさけるために、近代的土地所有権はなにを意味し、なにを指称するかを確定しておくなければならない。K・マルクスの見解をみておこう。K・マルクスは『剰余価値学説史』のなかで、つぎのように述べている。すなわち、

『資本家的生産様式を前提とすれば、資本家は生産のたんに不可欠な役員であるばかりでなく、支配的な役員である。それに反して土地所有者は、この生産様式においては、まったく無用のものである。……土地所有者は古代および中世の世界では生産の本質的な役員であつたが、工業的世界では無用の瘤である』（同上二〇八ページ）

といひ、それゆゑに資本家は土地所有の廃止を怠ることになる。しかし、

『じつさいにはその勇氣がかけてゐる。なぜならひとつの所有形態——労働諸条件にたいする私的所有のひとつの形態——にたいする攻撃は、他の形態にたいしてきわめて危険なことになるであろうから。そのうゑブルジョアはみずからも土地を領有している』（同上二〇八ページ）

と指摘している。ここではマルクスは資本主義社会でなぜ土地所有が廃止されえないかを問題にしているのである。



それはレーニンが『ロシアにおける資本主義の発達』（レーニン全集第一三巻）のなかで指摘しているように、『いっさいの私的所有に対する社会主義的攻撃の危険、すなわち社会主義的変革の危険を顧慮すること』（同上二二四ページ）と『階級としてのブルジョアジーが広汎に大規模に自分自身をすでに土地所有と結びつけ』（同上三二二ページ）していることの二つにその原因が求められるといえよう。大内力教授は『地代と土地所有』（東京大学出版会 一九五八年一〇月）のなかで、このK・マルクスの見解を、つぎのように要約されている。すなわち、

『ここではK・マルクスは、まず土地はすでに封建社会ないしそれ以前から私有財産として存在したものであり、資本主義社会はそれを歴史的前提として出発すると考えている。そして資本主義社会にとっては土地所有は「無用の瘤」であり、なくもがなのであるが、ただ右のような二つの条件、なかならず私有財産制度があるために、それは土地を廢止することができず、ただその形態を資本主義に適合的なものに変えるにとどまるといのがマルクスの理解なのである』（同上二一九ページ）とされている。K・マルクスは『剰余価値学説史』のなかで、つぎのように記述している。すなわち、

『じつさい近代的土地所有は封建的、土地所有であるが、しかしそれにはたいする資本の作用によって変化せしめられ、したがって近代的土地所有としての形態をとりつつうけつがれたものであり、資本家的生産の結果である』（同上二九五ページ）とされている。また『資本論』のなかでも、つぎのように指摘された。すなわち、

『土地所有の独占は、何らかの形態での大衆の搾取に基礎をおくすべての従前の生産様式におけると同様、資本家的生産の前提であり、またその恒常的基礎である。しかし当初の資本家的生産様式がみいだす土地所有がとっている形態は、それに適合していない。それに適合する形態は、農業が資本のもとに従属せしめられることによって、はじめてこの生産様式自体の手でつくりだされるのである』（同上 長谷部文雄訳 資本論二二 八六八ページ）

とされている。このK・マルクスの叙述を前提として、土地所有権が一つの法的権利として存在するかぎり、それは上部構造として構築されていると理解されなければならない。この場合近代的土地所有権は、経済的関係としての近代

的土地所有 $\parallel$ 資本主義的土地所有を反映する法的権利として存在しなければならず、そうした経済的關係を法的に反映するものとして、概念構成されることになるわけである。従って、近代の土地所有権は私的（資本主義的）土地所有権を意味することになる。

近代の土地所有権を問題にする場合には、まず土地に対する私的所有の法的意味を、明確にしておかなければならない。ことにマルクス主義法学の方法論に立つて、近代の土地所有権を科学的に、厳密に問題にしていく場合には、かかるK・マルクスの叙述によって明らかにされているような、資本主義的生産關係を前提として構築されている、近代の土地所有 $\parallel$ 資本主義的土地所有を反映する法的権利として把握しなければならぬのである。だがこうした経済的關係としての近代の土地所有 $\parallel$ 資本主義的土地所有が、現実の社会・経済的条件のもとで法的形態としての近代の土地所有権として反映するには、現実の社会・経済的条件そのものが、資本主義的生産關係として充実に展開していることを必要とする。かかる場合に経済的範疇は法的範疇に照応することができるのである。従って、現実の社会・経済的条件が資本主義的生産關係として成熟していなければ、経済的範疇と法的範疇との照応關係はかならずしも生じえない。これは具体的にあらわされる法制度としての土地所有権が、現実の社会・経済的条件のもとで、屈折した反映をなすことを意味している。従って、土地所有権が近代の土地所有権としての法的意味と法的性格をもったものとして規定しうるかどうかは、農業生産においてもまた資本主義的生産が貫徹される場合においてだけである。K・マルクスはそうした意味において、近代の土地所有権 $\parallel$ 近代の土地所有として理解したのである。

わたしは『近代的所有権の構成と形成』（立教経済学研究第一九卷三号、一九六五年二月）のなかで、つぎのように指摘した。すなわち、

『これまで明治維新以後の土地関係にたいする、一連の新法令を概観してきたのであるが、この検討から、つぎのようなことを理解させてくれる。これはこれら一連の新法令は、これまでの土地関係に重大な変更を加えたこと。そして土地関係を新らしい社会に適應したものとして再編していく法的措置として位置づけられること。従って、明治維新以後の政治権力Ⅱ明治政府の政治的企図によって、土地関係に止められた土地所有の社会的役割が、具体的に機能させられていくこと。従って「地租改正条例」によって、法制度的に確定された土地所有権が近代的土地所有権としての法的性格をもっているかの検討は、この時点までの法令的解釈からは充分に果されないということである』(同上二二二―二三ページ)

と。ここでは明治初年の土地所有権の法的性格の解明のためには、明治初年の土地立法そのものの法解釈によってではなく、農業生産自体がどのような社会・経済的条件に現実におかれていたかの検討によらなければならないとする指摘をなしたわけである。つまり、現実の土地関係における変化は、農業生産自体の変化を客観的土台として生ずるものであり、従って明治初年の土地所有権もこうした観点に立って理解されなければならないことを指摘した。明治維新以後の土地立法は、農業における商品Ⅱ貨幣経済の進展という現実の経済的土台の変化によって、土地所有権を規定されざるをえなかった。だが、ここではK・マルクスが『資本論』のなかで述べているつぎの叙述を注意しておく必要がある。すなわち、

『農村人口が都市人口を数的に大いに凌駕しているということ、つまり、ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしても、その発展度が相対的にまだ低く、したがって他の生産部門でも資本の集積が狭い限界内で運動して資本分影が優勢だということ……農村生産物の圧倒的な部分がその生産者たる農民自身によって直接生活維持手段として消費され、その以上の超過部分だけが商品として都市との取引にはいっている』(同上 長谷部文雄訳 一一三三―三三三ページ)

といった状態が現実存在していることを条件となしていることが必要であるということである。従って、農業生産が資本主義的生産として展開しえない条件のもとでは、土地に対する分割的土地所有が存在するという客観的条件を

もつていた。しかし、日本資本主義の発展にとつては、土地立法によって土地に対する私的所有を促進させるといふ明治政府の政策的企図を実現させる要求が、法制的に反映させられた。これは法の相対的独自性——この場合には法の促進的作用——を利用して達成させられると考えられたためであった。

土地立法はたんに農業生産のもつ現実的な社会・経済的条件を反映し、それを消極的に維持するためのものではない。それは、さらに政治権力によって政策的に企図された農業そのものを位置づけることよつて指向される農業生産を実現するという積極的な法的機能を果さなければならない。これは土地立法自体のもつ相対的独自性という法的性格を利用して、政治権力そのものを強固にするために農業に対する政策的企図を実現する法的手段を提供するからである。これが土地立法に期待される社会的役割なのである。明治初年の土地所有権にあたえられた私的土地所有権という抽象的規定性は、それだけで土地所有権の具体的な内容と意味づけが与えられるわけではない。それは農業生産における政治権力がどのような土地関係のあり方を企図するかによつて決定されることになる。だが明治維新以後の土地立法で確認された土地所有権の法的性格を問題とする場合に、これまでの一般的な取扱はその条文的表現のもつ西欧的な法律思想にもとづく所有権思想と所有権概念によつて構築し、そこから土地所有権の法的性格を把握することがなされていたに過ぎなかった。こうした法学的考察によれば近代的所有権——全一的な支配権としての——という法的性格が明治初年の土地立法にもとづく土地所有権にあたえられることになる。こうして明治初年の土地所有権に対して近代的土地所有権としての法的性格があたえられることを結果する。ところがこの明治初年の土地所有権は近代的土地所有権だとする見解に対して、それはたんなる私的所有権としての法的性格をもつに過ぎないとする見解が対立している。たしかに明治初年の土地立法によつて確立された、土地に対する私的所有の法認はこれまでの

封建的土地所有を解体したところの土地所有の法認であることは明らかである。しかし、このことは明治初年の土地所有権が、ただちに近代的土地所有権であることを意味するものではない。それは農業においても商品生産は一般化されつつあったとはいえず、まだ農業生産自体は資本主義的土地所有を前提とするような経済的形態をとっていなかったからである。

明治政府は自己の政治権力をうち立てるための経済的基盤を、資本の本源的蓄積を強行し、日本資本主義の後進性をとりもどすことよって実現しようとして企図した。このため資本の本源的蓄積を強行するために農業生産にこれまでの半封建的諸関係を温存させるという道をえらんだ。この明治政府の企図にもとづいて農業生産にあっては、従って、土地関係にあっては、寄生地主制を指向することになる。これは明治絶対主義が寄生地主制を土台として実現されたことを意味している。従って明治初年の土地所有権は農業生産のもつこの社会・経済的条件にもとづいて私的所  
有権として法認されたに過ぎなかった。土地関係にあっては明治政府による土地立法によって近代的土地所有権としての確認と保護をうけることはなかった。このことは地租改正と結びつく土地所有権の確認の意味・内容を分析することによって明白となる。そのため明治初年の土地所有権の法認が農民のもつ現実的な経済的関係の改善のために役立てられなかったことを意味している。土地所有権は農民に対する加重された重圧をあたえる積極的な法的作用を發揮しうるものとして法体制上で構築されていたことをしめしている。旧民法→明治民法の変遷を通じて土地所有権が近代的所有権というブルジョア的法形式をとって整備されることよって、農村における寄生地主制はこの土地所有権によつて強く保護されるといふ法的機能をもつものとして結実したといふ法的事実がこれを例証することになる。従つて、明治民法の土地所有権に対するブルジョア的法形式のもとでは、農業における資本主義的生産の発展は指向

されず、また現実になしとげられなかった。これは農業生産に現実にしめされる諸事実によって明らかとなる。日本の農業生産にあつては、周知のように、半封建的諸関係は温存され、資本の本源の蓄積を強行しうる土地に対する寄地主の私的所有が法認されているに過ぎない。この点からも明治初年の土地所有権はブルジョア的土地所有の法的表現である近代的土地所有権（私的（資本主義的）土地所有権である）と規定することはできないだろう。

これまでの論述で明治初年の土地所有権の法的性格をめぐって、二つの見解（立場）が存在していることが明らかにされた。このことは当然のことながら明治初年の土地所有権の法的性格を吟味することの法学上の課題と必要性を導くことになる。一つには、この二つの見解（立場）は法学説上の根本的対立となつてあらわれているためである。いま一つは、この法学説上の論争はたんに法学説上の論争にとどまるだけではなく、日本資本主義の発展の評価をめぐるいわゆる『日本資本主義論争』としてしめされている、さまざまな課題の根源的な課題の究明に法学的論拠を提示することになるからである。ここから明治初年の土地立法によつて確立された土地所有権の法的性格について、どちらの見解（立場）が正しいのかという問題が生ずることになる。わたしの論稿『近代的所有権の構成と形成』（立教経済学研究一九卷三号〜二〇卷四号）（一九六五年二月〜一九六六年一月）は旧民法と明治民法の所有権規定にしめされた法的性格の究明をなすための素描的考察であつたという。この論稿においては、さらに旧民法や明治民法の所有権規定の一般的な意味・内容を明らかにしてゆくため、土地に対する所有権の法的性格をいま一度再吟味してみることの必要性を導くことになった。それにもかかわらず前記論稿（近代的所有権の構成と形成）では土地所有権自体の充分な究明と結論が導き出されてはいなかった。そこでこの論稿では、こうした視点にたつて明治初年の土地所有権を解明しようと企図しているのである。これがこの論稿の法学的課題をなしている。

## 一 徳川期における土地に対する支配関係

明治初年の土地所有権を考察するには、まず徳川期における土地に対する支配関係について概観しておくことを必要とする。これは明治初年の土地立法が土地関係に対してなにを企図し指向したかの巨視的理解を可能にすると考えられるからである。ところが徳川封建社会のもとで土地に対する支配関係がどのようなものであったかの評価は困難な法学上の問題を提示する。それは対立した見解が存在しているからである。この評価についての対立する見解は、土地に対する所有（領有）の権利が封建法のもとで支配者たる領主にみとめられたのか、被支配者である農民にみとめられたのかという問題として論争されている。だが、こうした視点からの土地に対する支配関係の検討からは、近代的所有権とは原理的に異なる土地に対する支配関係を、近代的所有概念にたつて把握しようとしているのであって、正しい結論を導くことはできない。たとえば大石慎三郎・津田秀夫・逆井孝仁・山本弘文氏の共著による『日本経済史論』（お茶の水書房一九六五年一月）は徳川幕藩体制下の土地関係をつぎのように指摘されている。すなわち、

『領主の農民からの貢租収奪は体制的には全剰余労働部分に及んでいると考えられる。この場合この領主の農民より収奪の根拠は基本的には領主の農民耕作地に対する所有権に基づくものと考えられている。すなわち領主は耕地に対して所有権をもち、この所有権と占有権とに基づき、農民の耕地での労働の成果は、その剰余労働部分は領主に属し、必要労働部分は農民に属するといった形で分配されると考えるのである。この場合、領主の耕地に対する権利を所有権と呼び、また農民の耕地に対するそれを所有権と呼び、一方を領主的土地所有、一方を農民的土地所有と呼んでもかまわない。なぜなら同一物体に対する所有権は時空を超越した一つのみであることであるという近代法の定義を捨てて、同一物体に対する所有権が重層している歴史時代が存在し、ており封建社会はまさにそのような社会であるからである』（同上 上巻六四～六五ページ）

とされている。ここでは封建的土地所有を近代法的な所有権概念に従って把握されているようにみうけられるし、また法的範疇としての所有権と経済的範疇としての土地所有を同一視されているようにみうけられる。法的権利としての土地所有権を問題とする場合、ことに封建的土地所有を問題にする場合にあっては、近代的所有権とは異なる法的意味で扱えなければならないことは、封建的土地所有が封建的生産関係を基底として構築され、それを反映した封建法体制のもとで理解されるからである。封建社会においての生産・再生産は、それを個別的にみても全社会的にみても資本主義社会におけるように、商品交換の法則によって媒介されるものではなかった。高橋幸八郎氏は『近代資本主義の成立』（東大協同出版部一九五〇年九月）のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『その意味で直接的  $\langle \langle \text{unmittelbar} \rangle \rangle$  の関係におかれている。封建的支配・所有は、総じて、労働主体  $\parallel$  直接生産者（農民及び手工業者）と労働諸条件との結合の上に立っているからである。従って、この「直接」関係は、特殊封建的な媒介契機としての強制・隸属関係なのである。それは、先ず、生産手段の事実上の所有者 *Untereigentines*  $\parallel$  封建的土地保存者 *Besitzer* たる農民から、名目上の土地所有者 *Obereigentimer*  $\parallel$  封建的土地所有者たる領主が、余剰労働（生産物、価値）  $\parallel$  封建地代を把握し、且つ、それを不断に維持してゆくためには、直接生産者に対する何らかの「強制」、所謂「経済外の強制」 *ausserökonomischer Zwang* が必要であり、この強制の形態は、もとより、封建社会の内部における生産力の発展段階に対応して様々——直接の暴力  $\parallel$  恣意  $\downarrow$  身分・慣行・契約  $\parallel$  法  $\downarrow$  封建的生産関係を「所有権」秩序として確認する公権力に抽象化される——でありうるが、ともかく、封建的土地所有関係のかかるものとしての不断の再生産は領主的強制によって媒介されている（同上四～五ページ）

とされている。ではこうした『経済外的強制』は土地関係に対して、どのような法制的規制を与えることになったのであろうか。この点からの考察から始めよう。

周知の様に徳川封建社会のもとでは、土地（農地）の永代売買は禁止されていた。これは明治維新後の土地立法に



よつて解禁されるまで、法制的には一貫して生きていた。この法的根拠としては一六四三年(寛永二〇年)三月の『田畑禁止令』と『田畑永代売御仕置』があげられる。すなわち一六四三年(寛永二〇年)三月に代官宛出された『堤川除普請其外在方取扱之儀ニ付御書付』(徳川禁令考第四巻)七ヶ条中の第三条にはつぎのようにも規定された。すなわち、

『一、身上能百姓ハ田畑ヲ買取弥宜成、身体不成者ハ田畑令沽却、猶々身上不可成之間、向後田畑売買可停止事』(同上二九三ページ)

また同年同月農民宛出された『在々御仕置之儀ニ付御書付』(徳川禁令考第五巻)十七ヶ条のなかの第十三条にはつぎのように規定されていた。すなわち、

『一、田畑永代売買仕間敷事』(同上二九三ページ)

この二つの禁令が『田畑永代禁止令』といわれているものである。この両者の日付は『徳川禁令考』によると同じく一六四三年(寛永二〇年)三月となっているが、『御当家令巻第二三』(近世法制史叢書第二巻二七八号・二七九号資料)によると前者が十日、後者が一日となっている。代官宛には理由をつけ一日先に触れ、農民には一日おくれただ田畑永代売買仕間敷事とのみ触出している。このことは一六四三年(寛永二〇年)癸未三月一日の『土民仕置覚』(編纂日本財政経済史料 第二巻 九二〇ページ 大蔵省 財政経済学会 大正一一年七月)のなかにも『一田畑永代之売買仕マジキ事』とし『右之条々在々所々堅ク相触、向後急度此旨守候様ニ、常々入ニ念ヲ可レ被ニ相改者也』とされている。この田畑永代売買が停止されたのは理由として、大蔵省編纂『日本財政経済史料』(財政経済学会一九二二年七月)によると、つぎのように指摘している。すなわち、

『田畑永代売御停止ノ事(地方活法三) 永代売田畑御停止立儀者、家康公様御治世ノ節ヨリ御掟ト云ヘリ、金銀多分持タル諸浪人、又町人百姓ニ限ラス、金銀アルニ任セ買取候ハバ、老村老郡ヲモ買取ベシ、然ル時ハ其者威勢強クシテ上ヲ思ハズ、一揆

ヲ起スベシ、国郡騒動ノ種ト可成事ヲ御考察アリ、其上其身不如意ノ百姓ハ、代々所持ノ田畑ニ離レテ、退転スヘキ儀御不便ニ思召堅ク是ヲ御停止ト云リ。』(同上第二卷九二一ページ)

となしている。この点についてさらに『地方凡例録』(巻四)では、つぎのように説明している。すなわち、

『一 永代売買之事

田畑ヲ永タイニ売渡シテハ、百姓家督ニ離レ、有徳成百姓ハ次第ニ畑多クナリ、小百姓ハ段々潰レ、後ハ一村ノ田地一兩人ニテ所持イタシ、又ハ他村ノ百姓ノモノトナルニツキ、大猷院様御世寛永二十末年、自今売買嚴敷制禁被ニ仰出ニ若密ニ田畑ナガク売渡者有レ之、於レ及ニ露頭ニハ売主牢舎ノ上所払、本人相果ルトキハ子同罪、証人過料、本人相果レバ子無構、名主ノ役儀取放シ御定法也、又實物証文ニ無年季、或ハ子々孫々迄可致ニ名田、扱マタハ可請返ニ文言ナキ質地、扱マタ可譲渡ニ由緒モナキモノヘ田畑譲渡シテ礼金トリタル分、何レモ長年貢ニ准ジ、御仕置ニ成事ナリ』(瀧本誠一 日本経済大典 第四三卷 二〇一～二〇二ページ)

とされている。そして、この田畑永代売買禁止を確保するために、御仕置をもって規制した。すなわち一六四三年(寛永二〇年癸未)三月には『田畑永代売買並隠地致候者御仕置』(徳川禁令考第五帙)に、つぎのように規定している。すなわち、

『一、売主牢舎之上追放、本人死候時ハ子同罪

- 一、買主過怠牢、本人死候時ハ子同罪 但買候田畑ハ売主之御代官又ハ地頭江取上之
- 一、証人過怠牢、本人死候時ハ子ニ構ナシ

一、質ニ取候者作り取りニシテ質ニ置候モノヨリ年貢相勤候得ニ永代売買同前之御仕置 但頼納買トイフ

右之通田畑永代売停止之旨被ニ仰出ニ候但百姓畑山林之外開発、新田又ハ浪人侍抔之田地売候儀無構』(同上二四〇ページ)。

大蔵省編纂 日本財政経済史料第二卷 財政経済学会 九二一ページ、九九四ページ)

とされた。こうして田畑永代売の禁止は刑罰的強制を伴って、支えられていった。この両法令は一七四四年(延享

元年)に若干緩和されている。すなわち、

田畑永代売、并致隠地候モノ、御仕置之事

延享元年極

一 田畑永代ニ売候モノ

同

一 同 買候モノ

番人 過料  
加判之名主役儀取上  
証人 叱リ永代売之田畑取上

従前々々之例

一 高請無之開発新田畑等其外浪人侍所持之田畑 永代売無レ構

延享元年極

一 質ニ取候モノ作取ニシテ質置主年貢諸役動候分

質置主 過料  
質ニ取候モノ 地面取上過料  
加判之名主 役儀取上  
証人 叱リ

享保二年極

一 隠地イタシ候モノ 中追放

一 田畑永代売買并致隠地候者御仕置之事

一 田畑永代売イタシ候モノ 過料加判名主役儀取上 証人叱リ

一 同 買取候モノ 永代売之田畑取上叱リ

一 高請無之開発新田畑等、其外侍等所持之田畑永代売無レ構

一 質ニ取候モノ作取ニシテ、質置主年貢諸役動候分質置主 過料 質取候者地面取上過料 加判名主 役儀取上 証人

明治初年の土地所有権の法的性格について

叱リ

一 隠地イタシ候モノ 中追放

とされている。<sup>(1)</sup>しかし、この禁令は明治維新の解禁にいたるまで、生きていたことはすでに述べた。

中田薫博士は『徳川時代における土地私有権』（法制史論集二巻）のなかで、つぎのように述べられている。すなわち、

『徳川時代に於ては、土地は永代売買を禁止されたるが故に、私人の所有に属せずとの説が、今日尚一部法曹家の間に行はるるは、予の甚遺憾とする所なり』（同上四二九ページ）……『去れば或国或時代に於て、一つの権利が所有権なるか、將使用収益権なるかは、宣しく其国時代の法制を基礎として論断すべき問題にして、他国若くは他時代の法理を以て、之を律すべきにあらざること多言を須ひず』（同上 四九四ページ）

とされ、徳川期における土地所有権の問題についてふれられている。そして中田薫博士は徳川時代の土地は、庶民（農・工・商）の側の私有にあると結論されている。大石慎三郎氏は『前期封建的土地所有の解体過程』（お茶の水書房 一九五八年六月）で、この中田薫博士の所説の根拠をつぎの六点に要約されている。すなわち、

『(一) 町屋敷は町人の完全な私有であつて売買譲渡の自由が完全に存する事

(二) 拝領地（屋敷）は譲渡の自由を殆んど奪われた土地であるが、それでさえそれは拝借地でも御領り地でもなく、まさに拝領者が永代所持する私有地である、

(三) 徳川時代の土地永代売買の禁令は田畑のみについて出されたものであるが、それもすべての田畑に対して適用されたのではなく、まず (イ) 高請していない新開の田畑 (ロ) 高請であっても浪人侍などの土地などはその除外例であり、従つて永代売買を禁止されたのは高請のある百姓持田畑のみである。

(四) 高請のある百姓持田畑といえども絶対に譲渡の自由を奪われたとはいえず (イ) 年季売 (ロ) 本物返 (ハ) 質流 などという手段で譲渡が出来、また (ニ) 相對替（交換）が可能であつた。

(四) 江戸時代の証文法令のなかに「地主の百姓」とか「永代の地主」とか「所持」といった言葉があるが、これらの言葉は百姓が土地の所有者であり地主であることを示す。

(六) 寛永二〇年の田畑永代売買禁止令発布の理由を荻生徂来、藤田幽谷などの江戸時代の経済学者、また御定書制定の局に当たった將軍吉宗及び奉行の言葉などから判断してみると、この法令は決して土地が国有（領主有）だからという見解から出たのではなく、単に百姓が容易に田畑から離れるのを防止するに出ているにすぎないのである。』（同上 一八―一九ページ）

とされている。この中田薫博士の所説に対して全面的に、また完全な形で反論を加え、領主土地所有説を展開したのが金井昂氏の『徳川時代における土地所有権に就いて』（社会科学 第六巻一号）である。大石慎三郎氏は『前期封建的土地所有の解体過程』（御茶の水書房 一九五八年六月）のなかで、この金井昂氏の主張の要点をつぎのように整理されている。すなわち、

『(一) 封建社会は「土地が猶一切を包含する所の労働条件となつてゐる経済」であるから、「百姓地こそは封建社会の本来的要素である。百姓地に於て所有権が何処に存したかという問題が解されて始めて、屋敷に於ける所有権及び何故に其処に於ては永代売買が公許されていたかの秘密に達し得るのである。百姓地と屋敷とを土地一般として取扱ひ、両者の歴史的な本質的相違を証認せざること」(同上 一〇〇ページ)、この中に中田氏の矛盾が象徴されている。

(二) 永代売買を禁止したのが高請ある百姓地だけであるが、何故これだけに限定されたのだろうかと言ふ事を、もし中田氏が疑問にしたら封建地代の問題にゆき当たつただろう。質入質流が許されていたのは、それが百姓の私有地であつたからではなく、領主が年貢上納を（封建地代の収取を）消極的に確保しようとしたからである。

(三) 「封建社会の本質的要素は一に封建諸侯に於ける土地所有とその土地の直接生産者への配賦、即ち農奴制度である。故に我々にとつて封建社会に於て何人に土地所有権があつたかという問題は、徳川時代が封建社会であるという規定の中に必然的に準備される。何となれば、土地所有権なく用益権のみ与えられている自営農民の存在こそ、封建社会の基礎をなすものであるからである。武士階級の手に土地所有権があればこそ、農民の生活すら脅かす如き封建的搾取で可能であつたからである。農民に土地所有権があり、武士階級に土地所有権なくして如何にして、封建社会が存在し得るであらうか。』（同上 一〇六ページ）

とされている。

この田畑永代売買禁止はどういう法的意味をもったものだろうか。これまでの叙述によって解るように、一方では土地の私有を否定するものだという見解がある。この見解をとつても現実の土地関係にとつては、藩主の領有と百姓の私有とは決して矛盾するものとしてあらわれない。徳川封建法のもとでは農民の土地に対する支配(利用)は、領有制のもとで規制され法認されていた。もちろん、土地に対する封建領主と農民との関係は、具体的な農業生産のもつ社会・経済的条件によって決定されることになる。従つて具体的な考察においては、そうした社会・経済的条件の差異にもとずいて、種々雑多な土地関係が現実存在していることになるわけである。領主Ⅱ農民という関係としての形態をとつて、現象しているとはかぎらない。ここでは領主Ⅱ地主Ⅱ小作人という関係で現象することもある<sup>(2)</sup>。しかし、たとえ領主Ⅱ地主Ⅱ小作人という社会的関係をとつて、土地関係が現象しているとしても領主の年貢取得という社会関係においては、領主Ⅱ小作人の関係と同一である。この場合地主の介在は小作人にとつて、二重の搾取をもたらすものに過ぎなかった。従つて、ここでは領主Ⅱ農民という基本的な形態において、土地関係を把握することにした<sup>(3)</sup>。

領主制のもとでは近代法のもとで把えられる地主Ⅱ小作人の関係にみられるような近代的所有権という法的概念によつて把握される土地所有権という形態をとつて構成されていないことはいままでもない。それは農民自身は封建領主のもとに隷属を強制され、そこには自由な法主体として領主Ⅱ農民の関係としては登場していなかったからである。従つて、領主のもとでの土地に対する支配関係は領主が土地から年貢(剰余労働部分)を取得するという地位が保障されるものであった。そうして、こうした土地に対する支配関係を確保するために必要な限り直接生産者である

農民の用益権（耕作権）が保護されることになる。現象的にみれば、領主の年貢取得権と農民の用益権は、同一の土地の上に重り合ったものとして映ずることになる。しかし、この兩者の法的關係は取得権に用益権が從属するという基本的形態をとつてあらわれる領主制のもとの土地關係は、こうした支配形態を本質的な性格となしているにもかかわらず、同一の土地に対して領主と農民との重疊的支配關係をもつ現象形態は、封建領主の取得権自体が、農民の用益権（耕作権）の行使によつて満足され、その社会的機能を發揮できるといふ、現実の農業生産における經濟的關係が反映しているわけである。従つて、取得権自体のためには、領主Ⅱ地主Ⅱ小作人の社会的關係が、農業生産力の發展のおかれている場合においても、歴史的な社会・經濟的条件によつて、土豪的地主を介在させて剰余労働部分の収奪がなされることもあるわけである。この場合の土地關係は農業生産力の發展した地域での領主Ⅱ地主Ⅱ小作人という關係をとつて現象し、それが法的にも承認され確保されることになる。この場合の農民の土地に対する關係——耕作権——は領主と地主との二重の制約をうけることになる。そのため、かかる場合の土地關係は同一の土地に対する二重の支配關係としてしめされることになる。かかる事實は土地に対する所有關係が歴史的な社会・經濟的条件によつて規制され、そこから所有關係の本質が導きだされること。この意味で所有権は歴史的なものとす理解が妥当するわけである。

近代法のもとで土地所有権を把握する前提はつぎの点にある。それは土地所有権者は土地所有権の法的機能を通じて直接に土地所有権の内容（利益）を実現できるとする法的構成をとるといふことである。<sup>(3)</sup>このことは、近代法成立の一般的な社会・經濟的条件——資本主義生産關係——を法的に反映しているためである。この前提にたつて唯一の支配権が同一の土地に対しては認められないとする法的承認が一般的に許容されることになる。そのため、封建社会の土

地関係はこの近代的土地所有権のもつ法的概念とは異質のものとして理解しなければならない。従って、土地に対する領有関係を法的に表現したこの支配関係を土地に対して領主か農民かのいずれが真実の所有権者であるかという問題設定はそれ自体法学的研究の出発点としては不適当なものといわなければならない。現実の農業生産においては、たとえそれが封建制のもとにあっても農業生産力を高めるといふ経済的法則に従って、具体的な土地に対する支配関係の内容を変化させるためであることは、理論的にみれば明らかである。それは実際にどのような法的形態で実現させられてゆくことになったのか。この点を明らかにすることから研究を出発させてゆくことにしたい。

農地に対する永代売買は一六四三年（寛永二〇年）三月一〇日の『田畑ノ永代売買禁止令』によって禁止されていた。しかし、この規定の適用を受ける農地は『百姓持若くは村持の田地の高請田畑』に限られ、高請なき開発新田、又は浪人・侍の所有にかかわるものは仮令高請であっても除外されていたことは、御定書百箇条『田畑永代売買並隠地致候者御仕置之事』によって明らかである。また京・大阪・江戸の市街地の宅地も除外され売買自由である。また永代売買以外の田畑所有権の移転は、見所・取上・上り等の法規によって、或は年季売・本物返・質流・相對替・由緒讓・寄進等も認められ、自由に行なわれていた。<sup>(4)</sup>一六六六年（寛永六年）丙午十一月一日の『御勘定所下知状』（令書要文十、密教類典廿八）には、つぎのように規定している。すなわち、

『(略)

一 田畑永代ニ不レ致シ売買ハ、屋敷并田畑質物ニ預ケ申儀有之バ、名主五人組手形ニ加判仕候双方証文取替シ持可レ申候、預ケ申候屋敷田畑、名主五人組加判之事異儀申ニ物オイテハ可レ訴来、勿論ニ申届ニ預候ハバ其者ハ不レ及申、名主五人組可為ニ曲事、又領リ不レ申筈之田地預リ由申族有之バ、名主五人組オサヘ置ニ可申来ニ事。

(略)



在条々堅可レ相守之若令違背族於レ有之者、或死罪、或籠舎、過料、随三料之輕重ニ急度可レ申付一者也。』

となしてゐる。<sup>(5)</sup>しかし困窮した農民は現実の生活上の必要にもとづいて、農地を頼納・半頼納という名称のもとに、

外形的には質物として、地価を高くし、質流れとなつたことにして、事実上の売買を行なうことをなしてゐた。これは永代売買禁止令を事実上無とすることにする。そこで、この頼納・半頼納も禁止した。<sup>(6)</sup>一七二一年(享保六年)辛

丑二月の『平日村方申渡可レ置書付』(大蔵省編纂 日本財政経済史料卷二)によるとつぎのようになってゐる。すなわち、

『(略)

一 田畑屋敷山林等ニ至迄、永代売買一切御停止之事 但、年季限之売買ニテモ、村並之直段ヨリ倍金ニテ売買仕ベカラザル事

一 頼納ト申名付、田畑屋敷山林等其直段ヨリ倍金ヲ以質入、亦年季売之積ニ致シ質ニ取年季ニ売、金主ハ年買役不ニ相勤ニ於テハ、右質ニ入亦ハ売候地主ヨリ、年買役等相勤候儀堅ク御停止之事。

一 質ニ入候田畑屋敷山林等、拾ヶ年ヨリ拾五ヶ年迄之年季ニ相極メ置分ハ、年季明五ヶ年之内ニテモ可レ訴出、亦或三年之年季ニテ年季明三ヶ年ノ内ニ訴出候モ可レ及シ沙汰候、右之年数ヨリ過候ハバ取上間敷候、証文ニ年季限無之、金子有合次第可レ請返ニ由之質地ハ、其年号(期乎)拾ヶ年之内ニ訴出候ハバ可レ及シ沙汰候 但、自今以後ニ質地之年季拾ヶ年ニ可レ相限一事附リ、質地之証文ニ名主加判可レ取置候、置主名主ハ組頭年寄加判可レ仕候、右加判無之質地ハ取上間敷事

一 質地之儀再質ニ入候節、金高ヲ増質ニ取間敷候、惣而質地ハ其所並之直段ヨリ、倍金之手形ニテ貸借仲間敷事

一 田畑屋敷山林等売買ト不レ申、讓ト名付、金銭ヲ取候而讓渡シ候儀、永代売買ト同罪タルベキ事  
(略)

右之通村々百姓水吞等ニ迄、少モ無ニ違背急度可レ相守一者也。』(同上 九五八〜九五九ページ)

となしたのである。さらに一七二一年(享保六年)の二月の「村々へ申渡候書付」(大蔵省編纂 日本財政経済史料二卷)

明治初年の土地所有権の法的性格について

によつても理解できる。すなわち質取主の立場を強化するという方向を指向していることが解る。同書付第五条で先の一七一九年（享保三年）と同様質流地請返し期限を制限すると同時につぎのように規定している。すなわち、

『(イ) 自今以後は質地之年季拾ヶ年に可相限事』と質入年季を十ヶ年とし、それ以内に請返さないと流地にすることを定め、質流を一段と促進し、(ロ) 質地の証文に名主加判可取置候、置名主は組頭年寄加判可仕候、右加判無之質地は取上間敷事』(同上 九五七〜九六〇ページ)

となしている。また一七二三年（享保八年）癸卯八月には、この質地証文についてつぎのように規定している。すなわち、

『一 田畑質地証文ニ名主加判無之証文、又ハ名主置候質地ハ、相名主年寄組頭等之役人加判無之証文、其外地主ヨリ年貢諸役ヲ勤、金主ハ年貢諸役ヲ不勤質地之類ハ、前々ヨリ御停止ニ候処、右之通不埒成証文ヲ以訴出候モ有之之間、弥質地証文相極候節入念、右札之儀無之様可仕旨、被仰渡ニ奉畏候事』

一 享保元年申年以來年季明候質地八年季明キ拾ヶ年過訴出候ハバ御取上ケ無之候、并金子有合次第可ニ受返旨証文ニ有之質地ハ、質入之年ヨリ拾ヶ年過訴出候ハバ御取上無之旨被仰渡ニ奉畏候事。』(大蔵省編纂 日本財政經濟史料第二卷 財政經濟學會 一九二二年七月 九六二ページ)

となしている。そして徳川時代の田制租法を始め、其他經濟上の慣例・取扱法を網羅記録した『地方凡例録』(滝本誠一 日本經濟大典第四三卷)によるとつぎのようになっている。すなわち、

『一 頼納之事 付 半頼納』

田畑質入ノ節、通例ノ質金ヨリ金高余計ニ借請、其代リ田畑ハ銀主手作イタシ、年貢諸役ハ地主相勤候ヲ頼納ト云、銀主ハ作取ニ致事ユエ、貞享四卯年ヨリ御停止成、モシ出入及タル時ハ地主重キ過料、質ニ取タル者ハ地面取上ケ、過料加判ノ名主役儀取放、証人叱リノ御定法トイフ也

一 半頼納ト云ハ、田畑質入ノセツ、銀ダカ少クカリウケ、地主致直小作、年貢ハ銀方ヨリヲサメ、諸役ハ地主シ相勤ルヲ

半頼ヲサメト云、頼ヲサメ同然御禁制ナリ、若及ニ出入一タルセツハ地主シ咎、銀方并加判ノ名主過料、年季内ナレバ、定法通証文仕直サセ、年季明レハ地面取戻サスル、尤年季アキニヶ月内訴出レバ、右ノ通ニヶ月スキナラバ、流地申付ル、受戻テモ流地ニ成リテモ、咎ハ右ノ通也。』(同上第四三卷 二〇四ページ)

となしている。<sup>(8)</sup>農民の生活上から生じたこうした事実を否認することはできず、次第に公認されることになった。このことを『地方凡例録』(第四卷)では、つぎのようにのべている。すなわち、

『一 質田地之事 附 小拾帳、貸金売掛

田地ハ百姓永代ノ家督タリト雖、貧富常ナラズ、不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>止事<sub>一</sub>質ニ入レ其用ヲ足<sub>レ</sub>所ニ、動モスレバ地主金出入ニ及ビ、喧キコト多シ、質地ノ品モ多ク出入ノ取捌其繁多ナレバ、其アラ増ヲシルス、先ツ質田畠佃ノ儀、其村前々ヨリノ通法有<sub>レ</sub>之、場所替・最寄替・知行渡等ニテ鄉村請取時、村々ヨリ田畠上中下ヲワケ、質入定直段帖面ニ仕立、役所へ差出サスルコト也、尤村々ノ貧富ニ随ヒ、田地ノ勢不<sub>レ</sub>勢モカハルコトユエ、古今質直段一定ナラズ、古來定リタル直段ヨリ當時ハ高下アリ、畢竟居村他邑トモ金主ハ存寄ニテ貸遺儀故、定直段ヲ以テ取ヤリ致儀ニモ無<sub>レ</sub>之、時宜ニ随ヒ置主金主相對ニテ極ルコト也、併其村々ニ古來ヨリ定置直段ヲ以通法ニ立オキ、夫々見合高下ヲ論シ若又何ゾ請負願等有<sub>レ</sub>之、公儀地頭へ質田畠書上置ニハ、右定直段ヲ以積立金高ニ応ジ、反別書出ス事也。』(同上 一九四ページ)

『一 質地証文通法ハ、端書ニ質地証文書キ、字何之上中田地何反何畝何歩何ヶ所、当何ノ年ヨリ来ル何ノ年迄、何ヶ年季ニ相定質地ニ入、金子幾許ニ借用ニ候間、年貢諸役金主方ニテ相勤、年季明ケ元金致ニ返済ニ候バ、田畠ヨリ請戻究ニテ、年号ヲ相認証人相立、名主加判致、宛所証文差出、金子借受ル、若反別多証文ニ一筆ニ限認ケレバ、証文面ハ合反別何町幾歩トイタシ、別帳ニ水帖カ名前帖通、一筆限字位反別相書、是又置主持主印形ニテ、証文ニソへ差出、是ヲ小拾帖ト云、勿論証文ニ別紙小拾帳添候条認メル、右ノ外年季ニ不限、金子有合次第可<sub>レ</sub>請戻ニ之証文モアリ、又年季アキニ請戻ニ候ハバ、可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>流地ニ旨之証文モ有<sub>レ</sub>之也。』(同上 一九四ページ)

となしている。また土地書入をなすには名主の加判を必要とした。そして元利滞ったときに、その抵当の目的物である土地を負債主に引渡す約束をなした場合に、その土地を耕作するのは地主であるか小作人であるかは負債主の自由

にまかせていた。<sup>(9)</sup>これについては『地方凡例録』（第四卷）は、つぎのように説明している。すなわち、

『一 書入田地之事

右ハ質地ト違ヒ、金子借用イタス時、金子何程借用イタシ、当何ノ月ヨリ何月迄何ホドノ利足ニテ借用イタシ、元利無滞返濟致為書入、何村ニテ所持ノ田畠、字何上中下等反何畝何歩何ケ所差出置候、若返濟トドカフリ候バ、書イレ田畑可ニ相渡ニ直証文差出置コトナリ、質地ニハ無レドモ田地書イレイタスニツキ、其村ノ名主シ加印致スコトナリ、尤田畑ハ地主方ニテ自作致トモ、小作ニイルルトモ勝手次第ナリ、質イレ置タル田地カ、又ハ外ヘ書イレ致タル田地、二重ニ於ニ書入ニハ咎申ツケル、金主方ニテ二重ニ書イレル儀乍レ存証文請取ヘ、是又トガメ申シ付ル、書入ノ儀ハ質地ニハ不ニ相受、例ノ借金通取計コトナリ。』  
 （滝本誠一 日本経済大典 第四三卷 啓明社 一九三〇年四月 二〇六ページ）

としている。こうした質取主の立場の強化——流質の公認——は『分限宣しきもの』や『町人』の手に田畑の集積することを導き、結局田畑永代売買禁止がなされているにもかかわらず、事実上これを否定する結果となることにな<sup>(10)</sup>る。こうした事が許容されるのは根本的には、田畑永代売買の禁令は、検地石高制と結びついて隷農を土地に緊縛するための法的手段とされていたからである。領主にとっては農民が年貢の納入——封建地代の搾取——を確保するということであり、これは身分的な支配関係を法制的に強制し、封建的な公権力にもとづく強制——経済外的強制——を実現することを可能にする土地関係を保障する制度としてあらわれた。

このように農民の現実に農地を耕作している事実関係——耕作権——を法的に保護しているのは、年貢の納入を確保するためであった。ところが、農民の窮乏がはなはだしく、年貢の納付が困難となると、農民の耕作権に対する封建領主による法的保護も弱体化する。これは封建領主にとっては農民の耕作権を弱体化しても、年貢の徴収が確保できればよいのであるから、必ずしも耕作権は法的関係において出現するものではなかった。<sup>(11)</sup> K・マルクスは『資本論』のなかで所有そのものは生産自体によって、はじめて実現すること、これは所有そのものによって生産の諸条件

を築き上げるためのものだとしている。すなわち、

『所有権が自分のものとしての生産諸条件にたいする意識された関係行為——そしてこれは個々人にかんしては、共同体組織によつ定められた規範として公布され、かつ保証されるもの——にすぎないかぎり、したがって生産者という定在が、生産者に属する、客観的諸条件における一定在としてあらわれるかぎり、所有は生産自体によつてはじめて実現される。現実的な領有は、これら諸条件にたいする、思念された交渉ではなく、能動的な、現実的な交渉——すなわちこれらの諸条件を自己の主體的活動の諸条件として現実に措定すること——で、はじめておこなわれる。』(同上 長谷部文雄訳 青木書店版 四二七〜四二八ページ)

と述べている。従つて封建領主のもつ土地に対する領有権は直接生産者である農民から年貢を徴収する、地位を保障する。領有権は年貢徴収を実現する権限の源泉として機能している。だから農民が土地に対して耕作することが認められているのは、この領主のもつ年貢徴収を実現するために認められているに過ぎなかつた。農民のもつ耕作権はかかる事実の反射的效果として現象したもの<sup>(12)</sup>にすぎない。だから農民の現実生活においては領主に対する年貢を納入すること、そしてその残米で自己および家族員の生活を維持し、農業再生産を可能ならしめるという意味で耕作権を認められることを意味している。そのため農民の耕作権は領主⇌農民の隷属関係を前提とするものであり、耕作権自体が法的保護をうけるという近代法的な権利関係をとつてあらわれていたのではなかつた。このことは封建領主の領有権が土地に対する処分権を留保する——これは領主⇌農民の隷属関係を前提としてはじめて可能となる——という法的姿態をとつていることによつて表現されている<sup>(13)</sup>。農民にとつては年貢を納入している限り、領主⇌農民関係は維持されることになる。従つて、かかる農業生産においては土地に対する耕作権を法的権利として要求する必要性がなかつた。農民にとつては土地そのものが農産物の生産に必要な生産手段として意識されはしたが、領主の年貢徴収権の

もとにある土地に対して追加的価値を投下し、土地自体の経済的価値を増大させることを意欲しなかつた。なぜならば私的土地所有権が法認されていれば、農民が土地に対して追加的価値を投下し、農業生産力を増大させれば、自己がその経済的利益を取得できることになる。農民自身は自己の所有する土地に対して、たとえ公租を納入すれば利得するところのない廢地であつても、追加的価値を投入することによって、農業生産力を増大しうることになるので、これを他人に無償で譲渡することはない。ここでは土地に対する支配が農民の私的利益を保証する。私的土地所有権の法認はかかる農民の意識を強固にする。従つて、農民の土地に対する権利意識は封建的農業生産のもとでは異つたものである。このことは永小作慣行によって明らかにされるように、土地に対する所有関係が地主Ⅱ小作人の権利関係を分離することができず、『一地兩主』または『一物二主』ということが存在しえたのである。<sup>11)</sup>

こうして土地に対する領有関係は年貢の徴収を媒介環として領主的所有（地主的所有）Ⅱ農民的所有が相互に移行しうるといふ一般的条件をもつていた。<sup>12)</sup>このため私的土地所有の法的確認が地主的所有としてか農民的所有であるかは、年貢の確保Ⅱ現実の耕作（土地利用）の確保である限り、地主にとつても農民にとつてもどうでもよいことであつた。これは明治維新以後の土地立法が租税制度を絶対主義的天皇制の確定の物質的基礎として、日本資本主義発展の条件確保のために、地主的所有権の確立という方向で私的土地所有権が法認されたのに対し、農民の抵抗が起らなかったこと。農民の抵抗はむしろ貢租軽減や地租減額による小作料の引上げという経済的要求によって生じたという事実によつても知ることができる。一八六七年（慶応三年）一〇月に徳川慶喜が大政奉還をなしたが、同月二五日京都市中への制札にはつぎのようになしている。すなわち、

『徳川内府之形勢ヲ察シ政權ヲ奉歸候ニ付、於朝廷ニ万機、御裁決遊候ニ付テハ博ク天下之公儀ヲ取り、偏党之私ナキヲ以テ

衆心ト休威ヲ同フシ、徳川祖先制度美事良法へ其儘御変更無<sub>レ</sub>之旨被仰出候間、人々公明正大之、聖意ヲ奉戴シ各安心シテ其業ヲ営ミ候様可仕者也』

としてゐる。こうして明治維新においては旧幕時代の法的秩序を一応存続させ、それを新しい社会・経済的条件に適應するように変革して、しだいに自己の政治権力の樹立に役立たしめるということを企図していた。これは少数が多数を支配する法的手段としての階級的法として封建法自体が共通の性格をもっていたからである。したがって、明治初年における法源は幕府立法と慣習法を改廃、補充し、明確化するとともに、しだいに成文法を制定するという法的形式をとって実現されることになる。<sup>(16)</sup> だから法制度として田畑永代売買の禁止を把えるかぎり、領主的立場に立つた封建的土地立法が構築されていたことを明確化することができた。

だが農民はじぶん自身の現実の生活を維持するために、この田畑永代売買の禁止をくぐって、田畑永代売買を実現する。この場合流質という法形式を利用し、流地に対する小作關係を維持することによって、實質的な土地移転を完了する。この脱法的な田畑売買を禁止するために、一七二二年（享保六年）一二月には『流質禁止令』が出されることになった。このことは同時に、こうした行為がいかに普遍的になされていたかを示す指標として役立つこととなる。この『流質禁止令』はつぎのようになしている。すなわち、

『惣て百姓、質田地年季明ヶ己後金子濟方相滞候儀、訴出候得は、只今迄は金高により、五六十日七八十日之日切申付候て、一度之日切に不相濟候得は、流地に申付、日延ニは不申付候、是は江戸町方にて質に入屋敷之取扱之格に相准し、日延に不為致候、然共地方之儀、如此申付候得は、分限宣きものは質流之田地大分取集、又は田地連々町人等え手に入候様に成候、田地永代売御制禁にて候処、おのつから百姓田地に離候事は、永代売同然之儀に候条、自今は質田地一切流地に不成候様、只今迄質入ニ致置候分、又は当然訴出候て出入ニ成候分ともに、質年季明候は、手形仕直させ、小作年貢にても前方極置候分は、沓割半之利積之外は金子損失にいたし、只今迄質地之小作年貢滞り有<sub>レ</sub>之は、沓割半之利金積を以元金之内え加入、其後は無利之濟崩之積

り、金高割半宛年々返添之定に手形申付元金切次第、幾年過候ても地主之相返し候様に可<sub>レ</sub>致候、いま年季懸有之分共ニ訴出候は、是又向後右之通利分割半之積りに改<sub>レ</sub>之、手形仕直させ可<sub>レ</sub>申候

一 質地之裁判之格法、前条之通此度相改候ニ付、五ヶ年以前酉年以来限之訴出候分は、只今迄裁許を以流地に成来候分にて、当然元金不残差出し、田地請戻し度と願出候もてには請戻させ可<sub>レ</sub>申候、但流地持候者之方にて、田地分配いたし置、又は年季売質地等にも致置候分は、其儘にいたし請戻させ申間敷候、流地取候もの手前に田地有之分計、右之通請戻させ候様に不可<sub>レ</sub>申付事

一 自今は質田地を以金子借り候事、其所之田地直段に式割引之積を以、手形に名主、庄屋、組頭加判可<sub>レ</sub>仕候、質地地主に直に小作いたせ候といふとも、向後は小作之年貢割半之利積を以、小作入上げ可<sub>レ</sub>相極候、是より高利に不可<sub>レ</sub>致候、志割半より利安に貸し借り致候儀は相对次第たるべき事、右之趣、堅可<sub>レ</sub>相守候、若違背之輩あらば可<sub>レ</sub>為曲事也

享保六丑年十二月』（御触書寛保集成二六〇四号）

となした。しかし農業生産への貨幣<sub>II</sub>経済の侵透を、こうした法制的強制によつて阻止することはできなかった。この法制的規制は封建領主の年貢（剰余生産物）の取得を困難なものとし、まして封建領主のたえまなく増大する収奪への要求と矛盾することになる。それは農業生産力の増大にもとづいて実現できるからである。こうして、この『流質禁止令』も一七二三年（享保八年）八月に結局撤回された。すなわち、

『一 去々丑冬中相触質地之類、流地に不成裁判有之候処、右之通にても質地請返し候事も成兼、却て迷惑致候者有<sub>レ</sub>之、金銀之貸し借りも手支候由相聞之候に付、当卯九月より丑年以前之通取捌有之管ニ候事

一 金銀不致返弁、質地をも不相渡、及出入候時へ、可<sub>レ</sub>訴出儀勿論に候得共、年久敷儀は取上無之候間、享保元申年以前之出入ハ訴出間鋪事

一 丑年以來当卯八月中迄、奉行所又は私領にても、質地年賦に請戻し候裁判申付、証文改置候分は、弥其通に可<sub>レ</sub>相心得候、然共此相対を以質流しに致候共、勝手次第之事。』

となした。そして一七四四年（延喜元年）六月には今迄の田畑永代売買の罰則を改定し大はばにゆるめた。すなわち、



『一 田畑永代売買并致隠地候者御仕置之事』

- 一 田畑永代売いたし候もの過料、加判名主儀役取上、証人叱り
- 一 同買取候もの、永代売之田畑取上叱り
- 一 高請無之開発新田畑等其外浪人侍所持之田畑永代売無構
- 一 質に取候もの作取にして質置主年貢諸役勤候分質置主過料、質取候者地面取上過料加判名主役儀取上証人叱り
- 一 隠地いたし候もの、中追放』(大蔵省編纂 日本財政經濟史料第二卷 九九八ページ)

となしたのである。これら一連の事実は農業生産における商品⇨貨幣經濟の侵透という經濟的關係の変化が田畑永代売買の禁令の存在を農業生産自体の發展に対する阻害要因となしたことを意味している。事実においては、この禁令は有名無実のものとしていたが、法制的にみれば、禁令は撤廃されてはいなかった。そのため農地の売買は前記のような迂回的方法と手続きによって実現されなければならないという法的拘束をうけていたわけである。他方農民にとっては、その土地に対する耕作權を確保することができればそれでよかった。そのため耕作農民にとっては、土地が自己の生活に役立つ限り、土地に対する現実的な耕作權を確保しようとするに過ぎない。封建法のもとでは土地所有が制限され、土地自体の事実上の売買も地域的制限を受けるため土地自体の經濟的価値が低かった。従って年貢を支払うと残りは殆んど農民の手中には残らなかった。そのため農民にとって利益をもたらさないような廢地は、むしろ農民にとっては所有しないことの方が利益となる。そこでこうした『割の合わぬ』土地は酒をつけたり、饗食したりして村中の他人に贈与することさえ行なわれた。<sup>(17)</sup>

以上が徳川期における土地に対する支配關係である。ここでは現実の農業生産が土地關係を規定し、従って法制的な意味をもって現わされるということが明らかとなる。こうした理解に立って、明治維新によって土地に対する法的

権利関係がどのように変遷したかの法史的事実を考察し、それを通して明治初年の土地所有権の法的性格の究明に接近してゆくことにしたい。

(1) 大蔵省編纂 日本財政経済史料 第二巻 財政経済学会 一九二二年七月 九八七～九八八ページ

(2) 水本浩教授は徳川封建社会の末期における土地所有関係について、つぎのように指適されている。すなわち『明治の土地改革前のわが国の土地所有は、大まかにいえば生産力の低い地方では、領主——(耕作)農民、生産力の高い地方では、領主——地主——小作人という階級関係に分れていたことといえる。』(土地所有権制限の理論 ジュリストNo.三七二八一九六七年六月一五日号) 四〇ページとされている。このことはたしかに農業における商品生産の発展した地域に農業生産力の高い地方にみられる現象として大まかにいえる。しかし現実においては農業生産のもつ歴史的な社会・経済的条件にもとずいて、例へば農業生産力の発展していない地域においても領主——地主——小作人(隷農)という形態をとることもある。だから土地関係におけるこの二つの型を農業生産力の発展と結びつけて一般化することは、日本の土地関係においては適切ではないと考える。この点についてはさらに吟味することにしたい。

(3) 川島武宣教授は『日本人の法意識』(岩波書店 一九六七年五月)のなかで、『近代以前の社会では、土地・山林・原野・河川等については、それぞれの「物の」性質・効用に応じて、またそれぞれの主体に応じて、限定された異なる内容の権利が成立したのであり(たとえば耕地に対しては、Aは耕作する権利とそれに伴う地代支払義務とをもち、Bは耕作者から地代をとる権利をもつ、というふうに)、そして、それらの権利は言わば並列的にひろい意味での「所有」と呼ばれていた。(たとえば地代徴収権者は上級所有権 Oberigentum 或は直接所有権 dominium directum をもち、地代を払う耕作権者は下級所有権 Unterigentum 或は利用的所有権 dominium utile をもち、というふうに)。だから、一つの物の上に重畳して、いくつもの所有権が成立しえたのであり、このことは、現代の「私的所有権」制度のもとにおいては一つの物の上には全包括的な支配を内容とするただ一つの「所有権」しか成立し得ないことと対比するとき、きわめて特色的である。』(同上 六四～六五ページ)とされている。

(4) 井上和夫 藩法幕府法と維新法(下) 敵南堂 一九四〇年七月 参照 中田薫 徳川時代ニ於ケル土地所有権 法協雑誌 三七卷六号 本庄繁次郎 日本社会経済史 五六〇ページ、五六五ページ

- (5) 大蔵省編纂 日本財政經濟史料 (第二卷) 財政經濟学会 一九二二年七月 九三二ページ
- (6) 横井時冬 日本不動産沿革史 白揚社 一九二六年九月 一三九ページ
- (7) 大石慎三郎 前期封建的土地所有の解体過程 御茶の水書房 一九五八年六月 五二〇～五三三ページ
- (8) この点について横井時冬氏は『日本不動産沿革史』(白揚社 一九二六年九月)のなかで、『質に托し所謂の流質となして估却するの手段を施せしを以て民間典質盛行にれ奸詐百出訴訟頗る多し然り而して朱印地を除くの外は自由に土地を質にするを以て之に關する制度は実に緻密に似たりと雖又錯雜を極めたる者なり』(同上 一五二ページ)とされている。
- (9) 横井時冬 日本不動産沿革史 白揚社 一九二六年九月 一五六ページ
- (10) 大石慎三郎 前期封建的土地所有の解体過程 お茶の水書房 一九五八年六月 五五ページ
- (11) 木村莊之助 日本小作制度論上巻 叢文閣 一九三六年九月 二〇一ページ
- (12) 高橋幸八郎氏は『市民革命の構造』のなかで、『農民の土地』「農民的土地所有」という歴史家の用語は特殊な内容規定を含むものであつて、語の完全な意味での土地所有ではない。むしろ法的規定としては封建世襲的の農民的土地保有といわれるべきであり、それに対しては封建領主の所謂上級所有権 (propriété éminente, Oberigentum) が行使されており、従つてその土地を保有する農民には封建地代支払義務が課せられているのであるが、農民はこの土地に対して事実上自己の土地としての所有権的機能を行使し、かかるものとしてこれを処理している、かういつた農民の事実上の土地所有なのである。』
- (同上 四一～四二ページ)とされている。
- (13) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六四年九月 九七ページ
- (14) 小野武夫 再訂農村社会史論講 敝松堂書店 一九四一年五月 一六三～一六四ページ  
 増補農村社会史論講
- (15) 木村莊之助 日本小作制度論上巻 叢文閣 一九三六年九月 四五六ページ
- (16) 水田義雄 西欧法事始 成文堂 一九六七年四月 一九三ページ
- (17) 小野武夫 再訂農村社会史論講 敝松堂書店 一九四一年五月 一六三ページ  
 増補農村社会史論講

— 以下 次号 —